

別表第1

財務諸表科目  
損益の部

区分	勘定科目	説明
施設運営事業収益	介護保健施設介護料収益 介護報酬収益 利用者負担金収益 基本食事サービス料収益  居宅介護料収益 介護報酬収益 利用者負担金収益  居宅介護支援介護料収益 居宅介護支援介護料収益  利用者等利用料収益 介護保健施設利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 その他の利用料収益  その他の事業収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等相当分  介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する通所リハビリテーション費、短期入所療養介護費等相当分  介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費相当分  利用者が選定した室料差額、特別食事料、理美容料、日常生活サービス料等相当分 利用者が選定した送迎費、食材料、おむつ料、日常生活サービス料等相当分 前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料相当分  文書料など前記の科目に属さない施設運営事業収益。なお、移行時の医療保険収益も含む
施設運営事業費用	給与費 常勤職員給与 医師給 看護婦給 介護職員給	常勤の医師等に対する給料・手当 常勤の看護婦（士）、准看護婦（士）等に対する給料・手当 常勤の介護職員に対する給料・手当

支援相談員給	常勤の支援相談員に対する給料・手当
理学療法士又は作業療法士給	常勤の理学療法士又は作業療法士に対する給料・手当
医療技術員給	常勤の薬剤師、栄養士等施設療養に係わる専門技術員に対する給料・手当
事務員給	常勤の事務員に対する給料・手当
技能労務員給	調理、電気、ボイラー業務など前記の科目に属さない技術員、補助員、労務員の給料・手当
非常勤職員給与	常勤職員給与に準ずる
医師給	ただし、施設規模等により統合又は省略しても差支えない。
看護婦給	なお、他施設等との兼務職員についての費用負担は、兼務割合（勤務時間）により計上すること。
介護職員給	
支援相談員給	
理学療法士又は作業療法士給	
医療技術員給	
事務員給	
技能労務員給	
退職給与引当金繰入	退職給与引当金への繰入額
退職給与引当金繰入	
法定福利費	
法定福利費	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
材料費	
医薬品費	施設療養に要する医薬品等の費消額
給食用材料費	入所者等の給食のために使用した食品の費消額
施設療養材料費	包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費する診療材料の費消額
その他の材料費	入所者等の日用品、教養娯楽のための材料、おむつ等の費消額
施設療養消耗器具備品費	(ア) 診療用具のうち、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレなど1年以内に消費するものの費消額 (イ) 診療用具のうち、聴診器、血圧計、鉗子

	類など減価償却を必要としないで1年を超えて使用できるものの費消額 (ウ) 入所者等給食用具のうち、食器ざるなど1年以内に消費するものの費消額 (エ) 入所者等給食用具のうち、食缶、鍋など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
経費	
福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (ア) 看護婦宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (イ) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与。ただし、金額の大きいものについては独立した勘定科目を設けて処理することが望ましい。
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研修のための旅費を除く。
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料などの通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものを除く。
消耗器具備品費	医療用、事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。 ただし、施設療養消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営諸会議など施設管理のための会議の費用
光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じ

	たとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める。）
賃借料	土地などの賃借料及び設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料）
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	各種団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	固定資産税、物品税、自動車税、印紙税、登録税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの及び町会費など公共的課金としての費用
雑費	前記の科目に属さない費用
委託費	委託した業務の対価としての費用
委託費	なお、検査委託、寝具委託、洗濯委託、清掃委託、各種器械保守委託など委託業務の種類により分類することが望ましい。
研修費	研修のために招へいした講師に対する謝礼金などの費用
謝金	研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入費用
図書費	学会、講習会など研修のための旅費又はこれに対する補助額
旅費交通費	印刷費、消耗品費、研修会費など前記の科目に属さない費用
研修雑費	
減価償却費	
建物減価償却費	建物の減価償却費
建物付属設備償却費	建物の付属設備の減価償却費
構築物設備減価償却費	構築物の減価償却費
医療用器械備品償却費	医療用器械備品の減価償却費
車両船舶備品償却費	車両船舶の減価償却費

	その他の器械備品償却費 その他の有形固定資産償却費 無形固定資産償却費  本部費 本部費 役員報酬 役員報酬	その他器械備品の減価償却費 その他有形固定資産の減価償却費 無形固定資産償却の減価償却費  施設の負担に属する本部費用 施設の負担に属する役員報酬
施設運営事業外収益	受取利息配当金 有価証券売却益  利用者等外給食収益 その他の施設運営事業外収益	預貯金の利息、出資金に対する分配金など 一時的に所有する有価証券を売却した場合の 売却益 職員などの給食収益 前記の科目に属さない施設運営事業外収益。 ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
施設運営事業外費用	支払利息 有価証券売却損 利用者等外給食用材料費 貸倒損失 雑損失	長期借入金、短期借入金の支払利息 一時的に所有する有価証券の売却損失 職員などの給食のために使用した食品の費消額 貸倒引当金への繰入れ額 前記の科目に属さない施設運営事業外費用。 ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
特別利益	固定資産売却益  その他の特別利益	固定資産の売却価額がその帳簿価額を超える 差額 転売以外の目的で保有する有価証券の売却益、法人税還付など前記以外の臨時利益、前期 損益修正益。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
特別損失	固定資産売却損  その他の特別損失	固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する 差額 転売以外の目的で保有する有価証券の売却損、火災損失などの臨時損失、圧縮記帳損及び 各種引当金の追加修正などの前期損益修正損など前記の項目に属さない特別損失。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設